

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田正純

## 徳島県条例第二号

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理環境関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項のホの(1)中「百十八万円」を「百四十五万円」に改め、同項のホの(2)中「百四十一万円」を「百七十二万円」に改め、同項のホの(3)中「百五十九万円」を「百九十二万円」に改め、同項のホの(4)中「百九十五万円」を「二百三十六万円」に改め、同項のホの(5)中「二百二十七万円」を「二百七十四万円」に改め、同項のホの(6)中「四百五十五万円」を「五百六十四万円」に改め、同項のホの(7)中「五百八十二万円」を「七百二十四万円」に改め、同項のホの(8)中「七百七万円」を「八百七十九万円」に改め、同表の十九の項のイ中「六千六百元」を「七千二百円」に改め、同項のロ中「四千六百元」を「五千三百円」に改め、同項のハ中「三千七百元」を「四千二百円」に改め、同表の二十の項中「四千七百元」を「五千三百円」に改め、同表の四十一の項のロ中「いう。」の下に「以下の項、」を、「金額」の下に「(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円）」を加え、同表の四十五の項中「(昭和四十二年法律第四百十九号)」を削り、同表の百五十三の項の次に次のように加える。

百五十三の二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）

八百七十円

第十五条第二項の規定に基づく輸出証明書の発行（主務大臣が厚生労働大臣であるものに限る。）

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の十九の項、二十の項及び二十五の項の改正規定 令和六年五月一日
- 二 別表第一の百五十三の項の次に次のように加える改正規定 令和七年四月一日